

県立学校における今後の教育活動について

(令和2年7月9日現在)

<県立高等学校・中等教育学校における7月13日以降の教育活動について>

- 6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施期間の前倒しの予定について(通知)」において、「7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内の感染状況が現状と同程度である場合は、7月6日(月)から実施予定の「時差短縮Ⅱ」*¹の期間を1週間に短縮し、7月13日(月)から「通常登校」に移行する。」としていた。

*¹…生徒は毎日登校、9:20 授業開始、40分×6時間、昼食あり、完全下校 16:30

- 県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については、生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日(月)から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施する。

- ・朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」(授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。)を実施
- ・「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断
- ・公共交通機関の状況から、上記により難しい場合は、教育委員会と協議
- ・「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。

- 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数*²で実施

*²…学習指導要領により、50分授業、6時間実施が標準とされているが、65分授業で5時間の学校や、100分授業で4時間の学校などもある

- 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」(7月3日付けで通知)等に基づき実施する。

- 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。

<県立特別支援学校における今後の教育活動について>

- 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定の通りとする。

【県立高等学校・中等教育学校における通常登校までのスケジュール】

再開の段階	当初予定の期間	変更後の予定期間 (6月24日時点)	変更後の予定期間 (7月9日時点)	教育活動の概要	生徒数	始業 (授業開始)
分散登校Ⅱ	6月22日(月曜日) から 6月27日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は週3回登校 40分×3時間 午前・午後に学年の半数 ずつ登校 在校時間は3時間以内、 昼食なし	20名/室	午前部 9:50 午後部 13:00
時差短縮Ⅰ	6月29日(月曜日) から 7月4日(土曜日) まで	当初予定の通り	当初予定の通り	生徒は毎日登校 40分×3時間 在校時間は4時間以内、 昼食可	40名/室	9:50
時差短縮Ⅱ	7月6日(月曜日) から 8月29日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	7月6日(月曜日) から 7月11日(土曜日) まで	生徒は毎日登校 40分×6時間 昼食あり 完全下校 16:30	40名/室	9:20
通常登校	8月31日(月曜日) から	7月13日(月曜日) から	時差通学により 7月13日(月曜日) から	生徒は毎日登校(土曜は 学校の判断) 50分×6時間(学校に よる) 昼食あり	40名/室	概ね9:20 以降 ※通常は 8:50

《「通常登校」と「時差通学+通常登校」の違い(例)》

通常登校		時差通学+通常登校	
(SHR)	8:40～	(SHR)	9:10～
1校時	8:50～9:40	1校時	9:20～10:10
2校時	9:50～10:40	2校時	10:20～11:10
3校時	10:50～11:40	3校時	11:20～12:10
4校時	11:50～12:40	昼休み	12:10～12:55
昼休み	12:40～13:25	4校時	12:55～13:45
5校時	13:25～14:15	5校時	13:55～14:45
6校時	14:25～15:15	6校時	14:55～15:45
(SHR)	15:15～15:20	(SHR)	15:45～15:50
完全下校	19:00	完全下校	19:00

※ 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。